

## 第2章

### 計画の内容

---

## 概要

誰もが暮らしやすい地域づくりには、地域に暮らすすべての人が、男女は社会の対等な構成員ということを認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性や若者が参画しやすい環境をみんなで作っていくことが大切です。

行政をはじめ、事業所や自治会、各種団体においても、さまざまな場面で、常に女性や若者の参加と参画の機会を確保する取り組みを継続していく必要があります。

## 施策の方向

## 1 男女共同参画意識の啓発

性別にとらわれず、生き生きと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し、地域を支えていくという意識が幅広く浸透するよう、さまざまな啓発活動に取り組みます。また、男女のおかれている状況や問題点を客観的、継続的に把握するとともに、その情報提供に努め、住民の意識醸成を図ります。

## ● 具体的施策

男女共同参画推進事業（講演会、学習会など）の実施	政策推進課・教育委員会
広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	政策推進課
住民や職員の研修による男女共同参画意識の啓発	総務課・政策推進課
学校教育における男女共同参画意識の啓発	教育委員会・各学校

## 2 制度や慣行の見直し

男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として参画するためには、固定的な性別役割分担意識などに起因する制度や慣行の見直しが必要です。特に政治や自治会などの社会活動においては、男性主導で進められている傾向があります。男女共同参画社会を阻害する要因と思われる社会制度や慣行、しきたりなどを見直す必要に気づき、それを改める意識を醸成するため、見直すべき制度や慣行、その見直しの必要性の周知と情報提供に努めます。

### ● 具体的施策

地域説明会や各種事業などにおける制度の周知	政策推進課
広報紙やホームページなどを通じた情報提供	政策推進課
男女共同参画に関する相談窓口の設置	政策推進課・（県：男女共同参画センター）
生涯学習事業などにおける講座の開催	教育委員会

## 3 政策や方針決定過程における女性や若者の参画拡大

政策や方針決定に関わる場面において、いまだ男性に比べて女性や若者の参画が十分とは言えない状況です。中高年の男性の意見だけではなく、女性や若者の意見も政策や方針に反映させていくため、村民の誰もが意思決定の場に参画しやすい機会を確保し、政策や方針決定過程における女性や若者の参画をより一層推進します。

### ● 具体的施策

各種審議会・委員会などへの女性や若者の登用	各担当課
庁内における管理監督者への女性の登用促進	総務課
男女共同参画サポーター養成講座への参加促進	政策推進課
女性のスキルアップのための各種研修への参加促進	政策推進課・教育委員会
村長と女性団体との懇談会の開催	政策推進課・教育委員会

## 4 事業所や自治会、各種団体の取り組みへの支援

男女共同参画は、行政が率先して進める施策であるとともに、事業所や自治会などでは、男女共同参画について理解を深める機会をつくり、各種制度の周知や活用をすることが大切です。これらの活動を行政などが支援するとともに、女性の積極的な登用について事業所や自治会、各種団体などへ協力要請を行い、女性が活躍できる場が確保される環境づくりを促進します。

### ● 具体的施策

自治会や各種団体などへの女性や若者の参画啓発	各担当課・各自治会等
事業所などにおける女性の各分野の参画啓発	政策推進課・各事業所
管理監督者・役員への女性の登用促進	各事業所・各自治会

**概要**

家事・育児・介護などは女性が行うものといった偏った役割分担意識は、女性への負担を大きくし、就労や社会参加活動の機会を阻害するものです。家庭生活においても家族が互いに協力し合う意識と行動、支援が必要です。

男性は、仕事だけを生きがいとすることがないように、行政や事業所、地域社会でさまざまな活動機会を提供し、男性の家事・育児・介護や社会活動への参加気運の醸成を図る必要があります。

また、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」）は、重大な人権侵害であり犯罪行為です。その被害者の多くは女性であり、背景として、経済的・社会的に男性が女性を支配することを容認する男性優位な社会となっていることが指摘されております。

女性に対する暴力が起こらない社会を構築していくためにも、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が必要です。

**施策の方向****1 多様な生活形態に対応した子育て支援の充実**

安心して子供を産み育てることができ、かつ地域社会への参画を推進するため、放課後児童対策など子育て中の過程で求められる多様なニーズに対応した支援策を展開するとともに、子育ての悩みや不安を軽減するための相談・支援体制の充実を促進します。

**● 具体的施策**

ひとり親相談の実施	保健福祉課・地域子育て支援センター
保育料の無料化	生活環境課
特別保育事業（一時預かりなど）の充実	生活環境課・地域子育て支援センター
放課後児童対策（学童保育など）の充実	生活環境課・教育委員会・放課後児童クラブ
ひとり親家庭に対する生活支援の実施	生活環境課、保健福祉課
子育てサポーター養成など各種研修への参加促進	教育委員会
子育てサポーターなどによる子育て支援の充実	教育委員会・地域子育て支援センター
不妊治療費の助成	生活環境課

## 2 仕事と育児・介護が両立できる雇用環境の整備

男女が共に家庭での役割を担うとともに、家庭生活を楽しむことができるよう、さまざまな啓発活動に取り組みます。また、雇用主に対し、育児・介護休業（休暇）制度の定着と利用促進を図り、男性への普及などについて働きかけを行うとともに、休業（休暇）制度取得による就労者に対して、解雇や不利益な取り扱いをしてはならない法（育児・介護休業法第 10 条、第 16 条、第 16 条の 4）の順守を徹底します。

### ● 具体的施策

広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	政策推進課
雇用主などへの情報提供や制度利用の促進	政策推進課
職場における育児・介護休業（休暇）制度の利用促進	総務課・各事業所
休業（休暇）制度取得による不利益取扱い禁止の徹底	総務課・各事業所

## 3 家庭生活への男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担の意識を取り除き、互いに協力し合う家庭生活を構築するため、家庭における家事や育児・高齢者や障がい者の介護など、女性に偏っている役割について見直すための啓発活動や学習機会の提供を図り、男性の参画を促します。

### ● 具体的施策

広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	政策推進課
生涯学習事業などにおける講座の開催	教育委員会
家族介護支援の充実	保健福祉課

## 4 暴力のない家庭・社会づくり

DVは、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を阻害するものです。DVをはじめ、あらゆる暴力を否定し、暴力を許さない家庭・社会の実現を目指します。

DVには直接体を傷つける身体的暴力のほか、言動や態度による精神的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力などがあり、それらはすべて暴力であるという意識醸成を進め、暴力を許さない社会づくりのため、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進します。

また、DVは、家庭という密室で行われているため、周囲が気づかないことが多く、被害者も状況を発信できないまま潜在化する傾向にあります。このような被害者をなくすため、DVに関する広報や周囲から通報しやすい環境整備、関係機関との連携など、DVの発見、通報のための環境づくりの充実に努めます。

### ● 具体的施策

地域説明会や各種事業などにおける意識啓発活動	各担当課
広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	政策推進課
男女平等と人権尊重の意識を育む学校教育	教育委員会

## 5 被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

DVが起こった場合の最重要課題は被害者の安全確保です。DV被害者が安心して身近なところで相談でき、加害者の元から逃げ出した際は同伴する子どもや家族を含め、安全に保護されるよう、相談・保護体制の充実に努めます。

また、DV被害者が加害者から逃れ、新たな生活を営んでいくうえでは、住居の問題や生活、就労の問題、心身の健康回復など様々な困難を抱えており、これらに対して適切な支援が受けられるよう関係機関の連携が必要です。被害者が、自立して新たな生活に踏み出すことができるよう、被害者やその子どもを含め、福祉、警察、司法、医療、教育等様々な関係機関が密接に連携して支援できる体制づくりを進めます。

### ● 具体的施策

DV や家族間の暴力に対する相談体制の強化	保健福祉課
人権擁護に関する連携・協力体制の充実	生活環境課



基本目標 3

# みんなで支えよう

## 高齢者等が安心して

### 暮らせる地域

#### 概要

村の65歳以上の人口は平成27年4月現在1,316人で、人口の35.9%を占め、高い高齢化率となっています。若年層の減少が続くとともに、今後、65歳以上の割合が高まることが予想されます。

長い高齢期を豊かで安心して過ごせることは今後、重要な課題です。高齢期の男女を支えられる側に位置付けるものではなく、共に社会を支える一員として、健康で生き生きと暮らすための生きがい対策や介護・生活支援の充実が必要です。

#### 施策の方向

### 1 介護および介護予防体制の充実と利用促進

介護・予防・支援サービスの充実など、高齢者等が安心して暮らすことができる体制の充実を図るとともに、介護制度を周知することにより、女性に偏りがちな負担を軽減し、社会全体で高齢者を支える環境づくりを進めます。

#### ● 具体的施策

介護制度の周知活動	生活環境課・保健福祉課
在宅・施設サービスの充実	生活環境課・保健福祉課
地域の介護ネットワークの構築	生活環境課
一人暮らしや高齢者世帯の安全確認支援	保健福祉課・社会福祉協議会

## 2 高齢者の自立と社会参画の促進

高齢者を対象にした生涯学習事業の実施や、住み慣れた地域で高齢者が集える場づくりを促進し、健康で生きがいをもって暮らせる機会を提供します。

また、地域が主体的に行う世代間交流や伝承活動などを支援し、高齢者が活躍できる環境づくりを進めます。

### ● 具体的施策

生涯学習事業などにおける高齢者向け講座の開催	教育委員会
地域において高齢者が集える場づくりの促進	保健福祉課・教育委員会・社会福祉協議会
高齢者向け雇用の創出	保健福祉課

## 3 地域福祉活動の推進

一人暮らしの高齢者や福祉の支えを必要としている高齢者等が、安心して生きがいを持って地域で暮らすために、福祉への住民参加を促進するとともに、支援者や関係機関とのネットワークを構築するなど体制の充実を図り、地域福祉を推進します。

### ● 具体的施策

生活支援ボランティア養成講座の開催	保健福祉課・社会福祉協議会
-------------------	---------------



## 概要

近年、農林漁業従事者の高齢化や後継者不足、兼業化などによる構造的な弱体化など、一次産業を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。

このような中で、農林漁業に従事する女性の多くは、仕事以外の家事・子育て・介護などについても担い、仕事と家庭の両立に励んでいます。

一方で、経営や事業運営などの方針決定は、男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割は家庭生活に比重が置かれている状況です。

本村の基幹産業である農林漁業を維持・継続しながら、農山漁村に暮らす男女がいきいきと働き、定住し、活動するために、家族経営協定締結などにより役割分担を明確にし、あらゆる場において女性の声を反映させ、農山漁村に定住する良さを実感できる環境づくりが必要です。

## 施策の方向

## 1 生き生きと働くことができる環境の整備

男女が共に意欲を持って働ける経営を進めるため、家族経営協定を結び経営目標やルール、役割分担などを明確にすることを推進します。

農林漁業を維持・継続していくため、農業農村指導士や指導漁業士などの各種認定制度への認定を推進し、生き生きと仕事に取り組むことができる後継者や新規就農・漁業者の育成に努めます。

また、経営や地域農業の場に女性の視点を反映させるため、女性が参画し活躍できる場を推進します。

## ● 具体的施策

家族経営協定の締結推進	産業振興課・農業委員会
各種認定制度への認定推進	産業振興課
農林漁業における各種委員への女性の参画	産業振興課・農業委員会
農林漁業における女性団体への活動支援	産業振興課・農業委員会

## 2 女性が住みやすく活動しやすい環境の推進

農山漁村には、職業として農林漁業に携わる女性、地域活動を行っている女性、また生活の場では出産・子育て期や壮年期、高齢期などに当たるさまざまな女性がいます。これらの女性が農林漁業に携わりながら、農山漁村に定住する良さを実感するとともに、自然の中で子育てができる喜びを持ち、将来にわたって後継者が維持できるよう、住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを推進します。

### 🌐 具体的施策

妊娠・出産・育児期の女性への子育て支援	保健福祉課・地域子育て支援センター
女性のグループ・起業活動への支援	各担当課
介護相談支援	保健福祉課